

【東京】 京都市議会の京都市議が開かれて、世界連邦世界協  
会京都事務局長は二十日の議会で採択される「東京提案」の  
内容を十九日発表した。「東京提案」は、国連を全面的に改組  
される。これらの提案は第一章  
に規定されているように国連が  
世界連邦政府へ発展するよう  
その働きを拡大することを意図  
している。  
【第一章】 国連への加盟は憲章で  
含まれる義務を遂行するに同  
意するすべての国家に開放され  
る。そして一九九九年加盟した  
いかなる国も脱退できない。  
【第二章】 人口で言えば経済的  
が独立の準備をするのを援助する  
方法を改善する。  
【第十條】 憲章の解釈は国際司法  
裁判所に委ね、国連のいかなる加  
盟国も憲章の規定の意味に異論が  
出たり、疑問が起つたりした場合  
には裁判所の決定に委ねる。  
【第十一條】 国際司法裁判所のも  
とに下級国連裁判所を設置し国際  
法に違反した個人に刑事裁判を執  
行する。

# 国連を全面改組

## 平和維持の立法府に

### 世界連邦総会で「東京提案」

## 十年ぶりに 実った原案

【東京】 世界連邦の性格にするべく、各国政府に勧告するもの  
で、一九五三年の「ロンドン・ハノーヴァー提案」を修正、審議して十年  
ぶりに結果を出したものである。【二面に連日記事】

世界連邦運動の中で「国連の改組を通じて世界政府を樹立しよう」という理想が生れ、初めて国連憲章の改正案ができたのはロンドン・ハノーヴァー案だ。この「ロンドン・ハノーヴァー案」が核兵器の製造だけを禁止するに留まっていたのに対し「東京提案」は核兵器の所有も禁止するなど、軍縮問題についてよりきびしい態度をとっており、次の四点を中心としている。

- ① すべての国家は国連に加盟する権利を持つが、いかなる加盟も、国連憲章は、すべての国が核兵器の所有と製造をなくしていくの軍縮を義務づけることを規定し、各国は国内の治安を守る義務だけを持つ。また国連憲章も国連の決定を守らせるための国連警察を設ける。
- ② 国際司法裁判所に強制判決権を認め、国家間の紛争も法律の解釈をめぐって争いに判決を出す。
- ③ 国連総会を世界の最高立法機関（世界立法府）に改組し、国連憲章に規定された各国が人口などに比例する数の議員を送り、世界的な重要問題を審議、決定する。
- ④ 安全保障理事会を世界執行理事會（世界政府）に改組し、この内閣にあたる。この執行理事會の構成は世界立法府によって選ばれる。理事會の構成員に選ばれる人は、自国の司令に從つて選ばれる。

【東京提案】が二十日の総会で採択されたら、世界連邦世界協会は、各国政府を通じて九月に開かれる世界連邦総会に提出し、この総会が、また全世界の人口にも同提案を支持するよう呼びかける方針である。

【第一章】 国連憲章の全面的な改正の原案は次の通り。

【第二章】 国連への加盟は憲章で含まれる義務を遂行するに同意するすべての国家に開放される。そして一九九九年加盟したいかなる国も脱退できない。

【第三章】 国連憲章の全面的な改正の原案は次の通り。

【第四章】 国連への加盟は憲章で含まれる義務を遂行するに同意するすべての国家に開放される。そして一九九九年加盟したいかなる国も脱退できない。

【第五章】 国連憲章の全面的な改正の原案は次の通り。

【第六章】 国連憲章の全面的な改正の原案は次の通り。

【第七章】 国連憲章の全面的な改正の原案は次の通り。

【第八章】 国連憲章の全面的な改正の原案は次の通り。

【第九章】 国連憲章の全面的な改正の原案は次の通り。

【第十章】 国連憲章の全面的な改正の原案は次の通り。

【第十一章】 国連憲章の全面的な改正の原案は次の通り。

【第十二章】 国連憲章の全面的な改正の原案は次の通り。

【第十三章】 国連憲章の全面的な改正の原案は次の通り。

【第十四章】 国連憲章の全面的な改正の原案は次の通り。

【第十五章】 国連憲章の全面的な改正の原案は次の通り。

【第十六章】 国連憲章の全面的な改正の原案は次の通り。

【第十七章】 国連憲章の全面的な改正の原案は次の通り。

【第十八章】 国連憲章の全面的な改正の原案は次の通り。

【第十九章】 国連憲章の全面的な改正の原案は次の通り。

【第二十章】 国連憲章の全面的な改正の原案は次の通り。

## 東京提案の内容

【第一章】 国連憲章の全面的な改正の原案は次の通り。

【第二章】 国連への加盟は憲章で含まれる義務を遂行するに同意するすべての国家に開放される。そして一九九九年加盟したいかなる国も脱退できない。

【第三章】 国連憲章の全面的な改正の原案は次の通り。

【第四章】 国連への加盟は憲章で含まれる義務を遂行するに同意するすべての国家に開放される。そして一九九九年加盟したいかなる国も脱退できない。

【第五章】 国連憲章の全面的な改正の原案は次の通り。

【第六章】 国連憲章の全面的な改正の原案は次の通り。

【第七章】 国連憲章の全面的な改正の原案は次の通り。

【第八章】 国連憲章の全面的な改正の原案は次の通り。

【第九章】 国連憲章の全面的な改正の原案は次の通り。

【第十章】 国連憲章の全面的な改正の原案は次の通り。

【第十一章】 国連憲章の全面的な改正の原案は次の通り。

【第十二章】 国連憲章の全面的な改正の原案は次の通り。

【第十三章】 国連憲章の全面的な改正の原案は次の通り。

【第十四章】 国連憲章の全面的な改正の原案は次の通り。

【第十五章】 国連憲章の全面的な改正の原案は次の通り。

【第十六章】 国連憲章の全面的な改正の原案は次の通り。

【第十七章】 国連憲章の全面的な改正の原案は次の通り。

【第十八章】 国連憲章の全面的な改正の原案は次の通り。

【第十九章】 国連憲章の全面的な改正の原案は次の通り。

【第二十章】 国連憲章の全面的な改正の原案は次の通り。

【東京】 京都市議会の京都市議が開かれて、世界連邦世界協  
会京都事務局長は二十日の議会で採択される「東京提案」の  
内容を十九日発表した。「東京提案」は、国連を全面的に改組  
される。これらの提案は第一章  
に規定されているように国連が  
世界連邦政府へ発展するよう  
その働きを拡大することを意図  
している。  
【第一章】 国連への加盟は憲章で  
含まれる義務を遂行するに同  
意するすべての国家に開放され  
る。そして一九九九年加盟した  
いかなる国も脱退できない。  
【第二章】 人口で言えば経済的  
が独立の準備をするのを援助する  
方法を改善する。  
【第十條】 憲章の解釈は国際司法  
裁判所に委ね、国連のいかなる加  
盟国も憲章の規定の意味に異論が  
出たり、疑問が起つたりした場合  
には裁判所の決定に委ねる。  
【第十一條】 国際司法裁判所のも  
とに下級国連裁判所を設置し国際  
法に違反した個人に刑事裁判を執  
行する。

c084-016-041

c084-016-040